

聖籠町訓令第一号

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年一月十一日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程の一部を改正する訓令

聖籠町職員服務規程等の特例を定める規程（平成四年聖籠町訓令第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「勤務日、」を削り、「勤務時間」を「勤務時間等」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「四十時間」を「三十八時間四十五分」に改め、同号ただし書きを削り、同号を第一号とし、同項第三号中「おいて」を「おいては」に、「八時間」を「七時間四十五分」に改め、同号を第二号とし、同項第四号を第三号とする。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。